

(第1号書式)

地域優良分譲住宅購入資金融資額算出表

(単位：千円)

区 分	住戸番号					
① 譲 渡 予 定 価 額						
② 通 常 融 資 限 度 額						
③ 購入資金融資所要額(一般型) 戸建：①×0.50が限度 共同：①×0.55が限度						
④ 購入資金融資所要額(特別型) 戸建：①×0.65が限度 共同：①×0.75が限度						
⑤ 購 入 資 金 融 資 所 要 額 (特例加算あり) 戸建：①×0.70が限度 共同：①×0.80が限度						
⑥ 地域優良分譲住宅加算額 (③、④、⑤のいずれか－②)						

区 分	住戸番号					
① 譲 渡 予 定 価 額						
② 通 常 融 資 限 度 額						
③ 購入資金融資所要額(一般型) 戸建：①×0.50が限度 共同：①×0.55が限度						
④ 購入資金融資所要額(特別型) 戸建：①×0.65が限度 共同：①×0.75が限度						
⑤ 購 入 資 金 融 資 所 要 額 (特例加算あり) 戸建：①×0.70が限度 共同：①×0.80が限度						
⑥ 地域優良分譲住宅加算額 (③、④、⑤のいずれか－②)						

(注) 作成に当たっては記入要領によってください。

「地域優良分譲住宅購入資金融資額算出表」の記入要領

1 表の区分

地域優良分譲住宅に係る住宅を1戸ごとに住戸番号順に記入して下さい。

2 金額の単位

単位は千円未満を切り捨て、千円単位としてください。ただし、③欄、④欄及び⑤欄は、10万円未満を切り捨て、10万円単位としてください。

3 「①譲渡予定価額」欄

購入資金融資額算出表の「譲渡価額」欄から転記してください。

4 「②通常融資限度額」欄

購入資金融資額算出表の「購入資金通常融資額」欄から転記してください。

5 「③購入資金融資所要額(一般型)」欄

(1) 一戸建住宅

「①譲渡予定価額」の50%を限度とします。

(2) 共同住宅、連続建住宅、重ね建住宅

「①譲渡予定価額」の55%を限度とします。

6 「④購入資金融資所要額(特別型)」欄

(1) 一戸建住宅

「①譲渡予定価額」の65%を限度とします。

(2) 共同住宅、連続建住宅、重ね建住宅

「①譲渡予定価額」の75%を限度とします。

7 「⑤購入資金融資所要額(特例加算あり)」欄

(1) 一戸建住宅

「①譲渡予定価額」の70%を限度とします。

(2) 共同住宅、連続建住宅、重ね建住宅

「①譲渡予定価額」の80%を限度とします。

この欄は、「住宅マスタープランに基づく住宅建設等に対する住宅金融公庫等融資の優遇措置について」の記の1の(2)の②のただし書の規定が適用される場合に記入してください。

(参考)

「住宅マスタープランに基づく住宅建設等に対する住宅金融公庫等融資の優遇措置について」の記の1の(2)の②のただし書の規定が適用される場合

イ 高齢者又は心身障害者世帯向けのもの

ロ 住環境の整備、遮音性能の向上等により良好な地域形成に資するもの

ハ 標準的な設計の活用等による住宅生産技術の合理化等により、住宅価額の低廉化に資するもの

8 「⑥地域優良分譲住宅加算額」欄

「③購入資金融資所要額(一般型)」欄、「④購入資金融資所要額(特別型)」欄、「⑤購入資金融資所要額(特例加算あり)」欄のいずれかに記入した金額から「②通常融資限度額」欄の金額を差し引いた額を記入してください。

なお、その金額がマイナスとなる場合には0円と記入してください。

9 単身者の融資額について

単身者の融資額については、「③購入資金融資所要額(一般型)」欄、「④購入資金融資所要額(特別型)」欄、「⑤購入資金融資所要額(特例加算あり)」欄のいずれかに記入した金額と貸付方針上の単身者の限度額を比較して低い方となるので留意してください。